以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、幅員狭小箇所等の存在により車両の安全かつ円滑な通行に支障をきたしており、歩行者等の安全な通行も確保されていないことから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、和歌山県町村会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　和歌山県西牟婁郡上富田町役場

○四国地方整備局告示第百十号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十三年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十三年十月二十六日

四国地方整備局長　川崎　正彦

認定更新番号表

製造業者名 代表者名 浄化槽名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
㈱ダイキアクシス 代表取締役　大亀　　裕		
ダイキ合併処理浄化槽 ＲＢＦ－Ａ１型 (51～500)	８－06Ｋ－Ｈ－003	８－11Ｋ－Ｈ－003
〃　〃　－Ａ２型 (〃　)	〃　－１	〃　－１
〃　〃　－Ｂ２型 (〃　)	〃　－２	〃　－２
〃　〃　－Ｂ３型 (〃　)	〃　－３	〃　－３
〃　〃　－Ｂ４型 (〃　)	〃　－４	〃　－４
〃　〃　－Ｂ５型 (〃　)	〃　－５	〃　－５
〃　〃　－Ｃ３型 (〃　)	〃　－６	〃　－６
〃　〃　－Ｃ４型 (〃　)	〃　－７	〃　－７
〃　〃　－Ｃ５型 (〃　)	〃　－８	〃　－８
〃　〃　－Ｃ６型 (〃　)	〃　－９	〃　－９
〃　〃　－Ｃ７型 (〃　)	〃　－10	〃　－10
〃　〃　－Ａ１Ｎ型 (〃　)	８－07－Ｈ－003（06Ｋ）－11	〃　－11

○四国地方整備局告示第百十一号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十三年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十三年十月二十六日

四国地方整備局長　川崎　正彦

認定更新番号表

製造業者名 代表者名 浄化槽名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
㈱ダイキアクシス 代表取締役　大亀　　裕		
ダイキ小規模合併処理浄化槽 ＲＣＨ－５Ｎ型	８－06Ｋ－Ｈ－001	８－11Ｋ－Ｈ－001
〃　〃　－７Ｎ型	〃　－１	〃　－１
〃　〃　－10Ｎ型	〃　－２	〃　－２

○四国地方整備局告示第百十二号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十三年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十三年十月二十六日

四国地方整備局長　川崎　正彦

認定更新番号表

製造業者名 代表者名 浄化槽名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
㈱ダイキアクシス 代表取締役　大亀　　裕		
ダイキ合併処理浄化槽 ＲＢＦ－Ｓ１型 (51～500)	８－06Ｋ－Ｈ－002	８－11Ｋ－Ｈ－002
〃　〃　－Ｓ２型 (〃　)	〃　－１	〃　－１
〃　〃　－Ｓ１Ｎ型 (〃　)	８－07－Ｈ－002（06Ｋ）－２	〃　－２